

「近江八幡市脱炭素ビジョン2050」の策定に係るパブリックコメント実施要領

本市では、令和3年7月に「近江八幡市気候非常事態宣言」を行い、2050年に二酸化炭素排出量を実質ゼロとする「脱炭素社会」の実現に向けて取組を推進することとしています。

このたび、「脱炭素社会」の実現に向けて、省エネルギーや再生可能エネルギーの推進にかかる各種目標やその達成に向けた具体的な施策を定める計画として、『近江八幡市脱炭素ビジョン2050』の策定を行います。

ついては、市民の皆さまから広くご意見をいただくため、下記の要領でパブリックコメントを実施します。

1. 公表する資料

- 近江八幡市脱炭素ビジョン2050 本編（素案）
- 近江八幡市脱炭素ビジョン2050 資料編（素案）

2. 資料の公表場所

- (1) 近江八幡市ホームページ
- (2) 市役所情報公開コーナー（近江八幡市役所本庁舎1階）
- (3) 安土町総合支所情報公開コーナー（安土町総合支所1階）
- (4) 各学区コミュニティセンター
- (5) 総合政策部企画課（近江八幡市役所本庁舎3階）

3. 意見の募集期間

令和6年3月11日(月)から令和6年3月29日(金)《必着》

4. 意見の提出方法及び提出先

- (1) 郵送 〒523-8501 滋賀県近江八幡市桜宮町 236 番地
近江八幡市 総合政策部 企画課
 - (2) ファクス 0748-32-2695
 - (3) 電子メール 010202@city.omihachiman.lg.jp
- ※2.(5)以外の公表場所への提出や電話による受付はできません。
※原稿の返却はいたしません。

5. 意見を提出できる方

- (1) 近江八幡市内に住所を有する方、通勤する方、通学する方
- (2) 近江八幡市内に事務所又は事業所を有する個人、法人及びその他の団体

6. 留意事項

ご意見を提出いただく様式は特に定めていませんが、次の事項を必ず明記してください。なお、個人情報について公表することはありません。

- (1) 件名「近江八幡市脱炭素ビジョン2050（素案）について」
- (2) 住所、氏名、電話番号（市内に通勤する方は勤務先、通学する方は学校名も明記ください。）
- (3) どの部分に対する意見かが分かるように、日本語で提出してください。

(書式例)

近江八幡市 総合政策部 企画課 あて

「近江八幡市脱炭素ビジョン2050（素案）について」

住 所：

名 前：

電話番号：

（市内に通勤する方は勤務先、通学する方は学校名）

意 見：

- ・〇〇について、
意見内容
(ページ番号等、どの部分に対するご意見かが分かるように)

7. 意見に対する考え方の公表

提出いただいたご意見については取りまとめ、市の考え方と併せて、市ホームページ、情報公開コーナー及び総合政策部政策推進課にて公表します。

- ・類似の意見については、集約する場合があります。
- ・匿名による投稿や本件と関係がない意見は公表しません。
- ・提出いただいた意見に対する個別の回答はできませんので、ご了承ください。
- ・パブリックコメントを踏まえた意見を参考にして、市として計画内容を最終決定し、改めて公表します。

8. 問い合わせ先

〒523-8501 滋賀県近江八幡市桜宮町 236 番地

近江八幡市 総合政策部 企画課

電話：0748-36-5527 ファックス：0748-32-2695

Eメール：010202@city.omihachiman.lg.jp